

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年8月11日 20時08分ごろ
発生場所	沖縄県恩納村万座ビーチ西方沖 恩納港第3号立標から真方位063°80m付近 (概位 北緯26°30.23' 東経127°51.28')
事故の概要	旅客船サブマリン <sup>ジュニア ツー</sup> Jr. IIは、西南西進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月1日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 サブマリン Jr. II、16トン 235-52005 沖縄、プロパティーズホールディング特定目的 会社（船舶所有者）、ザ・ホテルエ・グループ万座株式会社（船舶 借入人、A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期（大潮） 日没時刻：19時09分ごろ 常用薄明終了時刻：19時33分ごろ 月没時刻：21時10分ごろ 月齢：2.5
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客13人を乗せ、花火見物の目的で万座ビーチの棧橋を出発し、2対（計4個）の‘私設の簡易標識灯’（以下「私設標識灯」という。）によって可航幅が示された水路を西南西進した。</p> <p>船長は、フライングブリッジで操船に当たり、甲板員を甲板上で旅客の案内等に当たらせ、手動操舵により約3ノットの対地速力で2対目の私設標識灯の間を通過した後、目視により、恩納港第3号立標の灯光とその南側にある‘漁業関係者が設置した簡易標識灯’（以下「漁業用標識灯」という。）との間を船首目標として航行を続けた。</p> <p>船長は、漁業用標識灯の手前に設置されている無灯火の係留用ブイ（以下「本件ブイ」という。）を本船に巻き込むことがないように本件ブイを探しながら航行し、左舷船首方に本件ブイが見えたので、そのまま本件ブイを左舷に見て通過できると思い航行を続けたところ、プロペラを擦るような音を聞き、本船がトペラ岩と称する岩場付近にある暗岩に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、トペラ岩の付近に暗岩が存在することを知っていたが、新月に近く周囲が暗い中で、本件ブイを探すことに意識が向いており、</p>

	<p>意図せずトベラ岩に近い水路の右側に寄って航行していたかもしれないと本事故後に思った。</p> <p>本船は、GPSプロッターを搭載していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.1m、船尾約1.2mであった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、西南西進中、船長が、本件ブイを探すことに意識を向けながら航行を続けたことから、本船が水路の右側に寄って暗岩に向かう針路で航行していることに気付かず、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が西南西進中、船長が、本件ブイを探すことに意識を向けながら航行を続けたため、本船が水路の右側に寄って暗岩に向かう針路で航行していることに気付かず、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>A社は、本事故後、本件ブイの設置者に依頼し、本件ブイが水路から離れた場所に移設された。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、特定の対象だけに意識を向けることなく、船位の確認及び周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、夜間に狭い水路を航行する場合など、ふだんよりも注意を要する状況においては、他の乗組員に見張りの補助を指示するなどして適切な見張りを維持すること。</li> <li>・ 夜間に航行する小型船舶は、GPSプロッターを搭載することが望ましい。</li> </ul>